

## 山都町農産物ブランド化生産者販売促進事業補助金 概要

### 1. はじめに

本事業では、本町の農産物のブランド化を図るため、販売促進事業に対する費用の一部を補助します。

### 2. 対象

山都町内に住所を有する、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 農業者
- (2) 農業者で組織する団体又は農業法人
- (3) 農産物加工者
- (4) 農産物加工者で組織する団体又は法人
- (5) その他農産物のブランド化に関して会長が適当と認めるもの

### 3. 補助要件

補助金の交付対象になる経費は、町の農産物又は農産物を使用した加工品の販路拡大及びPR事業(催事や商談会への出展)に関わる経費のうち旅費、通信運搬費及び使用料。

補助金の上限額は1補助事業者当たり30,000円。

同一の補助事業者に対する交付回数は1会計年度につき原則1回を限度とします。

### 4. 補助の対象とならない経費

次のいずれかに該当するものは交付対象外です。

- (1) 補助金の交付決定前に発生した経費
- (2) 申請年度内に完了しない経費
- (3) 宗教活動、政治宣伝活動及び選挙活動に関する経費
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が適当でないとする経費

### 5. 公募締切

令和7年3月17日

予算の上限額に達した時点で募集を終了します。追加募集をする場合は、

町広報、ホームページ等で周知しますのでご確認ください。

## 6. 補助金の申請

申請に必要な書類は以下のとおりです。本庁農林振興課または各支所地域振興係に設置しています。町ホームページからダウンロードすることもできます。

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 実施計画書（様式第2号）
- (3) 事業に関する要項等（催事の内容がわかるもの等）
- (4) 団体の定款、会則及び規定等
- (5) 見積書等、申請額の根拠となる資料
- (6) その他会長が必要とする書類

補助金の交付決定後に事業の廃止等の変更が生じた場合は、その承認を受ける必要があります。

## 7. 実績の報告

実績報告に必要な書類は以下のとおりです。交付決定時に様式を本庁農林振興課から郵送します。町ホームページからダウンロードすることもできます。

事業が完了した日から起算して30日以内又は当該年度の年度末のいずれか早い期日までに役場に提出してください。

- (1) 実績報告書（様式第7号）
- (2) 実施報告書（様式第8号）
- (3) 経費の支出が確認できる資料（領収書等）
- (4) 事業の実施が確認できる写真
- (5) その他会長が必要とする書類
- (6) 請求書（様式第10号）

## 8. お問い合わせ 申し込み

山都町農産物ブランド化推進協議会事務局 山都町役場 農林振興課  
有機農業推進室 電話：0967-72-1136 担当：澤村 千里